

池本委員提出資料

消費者の脆弱性に付け込む悪質商法への対応強化について

～悪質な「販売預託商法」に対する実効的のある対策のあり方～

4月20日 池 本 誠 司

【意見のポイント】

1. 現行法の適用対象：**商品預託＋利益提供**

- 手持ち商品の預託＋利益提供（シェアリングエコノミー）を含む
- 書面交付義務、勧誘行為規制、情報開示義務等の緩やかな規制にとどまる

2. 提案する適用対象：**代金拠出＋（商品販売＋預託）＋利益提供**

- ①資金を拠出し利益提供を受ける「投資取引」の性質を有する定義とする
- ②投資取引から**現物まがい商法**となるおそれがある取引の仕組みを対象とする
→シェアリングエコノミーは含まない
→過去の大規模被害は「商品販売＋預託運用」の実態がない**現物まがい商法**
- ③留意点：脱法行為が生じないような定義とすること。
→金融商品取引業、信託業など関連法の適用対象とのすき間が生じないこと。

3. 提案する規制内容

- ①「**現物まがい取引**」の状態にある販売預託取引は、**罰則で禁止**とする
→現物まがい取引は社会的には詐欺罪に等しい違法行為
 - ②「**元本保証型**」の販売預託取引は、**罰則で禁止**とする
 - ・利益提供の定めには「**元本保証型**」と「**運用実績配当型**」がある
→「**元本保証型**」は投資の本質に反し大規模被害・破綻のおそれ
→金商法は損失補てん(元本保証)禁止、出資法は元本保証「**預り金業**」禁止
 - ③**運用実績配当型**の販売預託取引は、持続可能性がある一方で、現物まがい取引に陥る危険性もあり、大規模被害拡大防止の実効性ある法制度が必要
 - ・（例）地域産業支援型、購入資金負担軽減型
 - ・計画上は持続可能でも、**事業継続中に物品欠損・運用悪化・自転車操業(現物まがい取引)**に陥る可能性がある。
 - ・販売預託取引は、契約者個人では被害に気付き行動することが困難な特徴
⇒金融商品取引法、信託業法の規制水準を踏まえて、行政監視機能が必要
- ㊦行政規制：登録制、広告規制、勧誘行為規制、財務情報開示義務等
- ㊧罰則：現物まがい取引・元本保証、主な行政規制違反
- ㊨民事規定：解除権、取消権、中途解約権
- 現物まがい取引・元本保証取引・無登録業者の取引は無効

㊩集団的被害救済：行政庁による破産申立権、特定適格消費者団体の活用

4. 法執行体制：消費者庁の執行体制を大幅に拡充すること。

1 「販売預託商法」が大規模被害を繰り返すのはなぜか

- 過去の主な被害事例だけで1兆円を超える被害を繰り返しているのは、取引の仕組みと被害の特徴を踏まえた法制度となっていないためであると考え（令和2年2月18日第1回検討委員会 資料9参照）

<取引の仕組みと被害の特徴>

- ⑦預託物品が存在し運用しているとの安心感、金銭出資よりも安全との信頼
⇒契約者個人では実態を確認できない
- ⑧元本保証型契約条件への信頼感
⇒高利回りの投資でなく安全確実な運用であると理解
- ⑨配当が続く限り事業は持続しているとの期待感
⇒契約者が騒げば行き詰まり、静かに待てば配当を継続するとの宣伝
⇒契約者が行動することは困難

<現行預託法の課題>

- ⑤現行法は、預託+利益提供契約だけで定義付け。資金拠出の投資ではない
⇒過剰規制を避けるため指定商品制、緩やかな行為規制にとどまる
- ⑥書面交付義務、勧誘行為規制・財務情報開示義務と違反行為に対し行政処分
⇒投資取引としての行政的監視規定なし。
- ⑦契約者の申し出を受けて調査・処分等の行政権限発動を想定
⇒端緒の把握が遅れる。
- ⑧実施できる行政処分は、新規勧誘・締約締結業務停止命令
⇒利益提供が継続されている間は、被害が顕在化しない。

2. 適用対象「販売預託取引」の定義

(1) 意見のポイント

- ①「代金拠出+販売+預託+利益提供」として定義づけること
- ②脱法行為が生じないような定義とすること
- ③関連法制度との適用範囲の整合性を図ること

(2) 定義の設定のあり方

ア. 現行預託法：「指定商品を、3か月以上預託を受け、これに伴う利益を提供する契約」と規定

- ・現行法は、現物まがい商法の豊田商事事件の翌年(1986年)にその対策として制定されたが、現物まがい商法の特徴を捉えていない。

⇒類似の取引への過剰な規制を避けるため、指定商品制、書面交付義務、勧誘行為規制、財務情報開示義務、クーリング・オフ、中途解約権、業務停止命令など、緩やかな規制にとどまった。

- ・その後、指定商品の追加、財務情報開示義務の追加などの改正が行われたが、大規模現物まがい商法被害を繰り返した。

イ. 販売預託取引(代金抛出+販売+預託+利益提供)として定義付けること

- ・資金を抛出して利益提供を受ける投資取引に絞る（指定商品、3 か月 は 不 要）

- ・現物まがい商法の危険性がある投資取引類型に絞る。

⇒実効性ある規制を加えることができ、シェアリングエコノミーなど周辺の取引類型への過剰規制を避けることができる。

→消費者委員会販売預託商法に関する意見書（令和元年 8 月 30 日）も同旨

ウ. 脱法行為を防止するため、「預託」という契約形式に限定せず、「買戻権付譲渡」「リース」「転売約束」等の契約方式も含む実質的な定義とすること。

⇒金融商品取引法の「購入物品抛出型集団投資スキーム持分」の定義（金商法 2 条 2 項 5 号、施行令 1 条の 3 第 4 号、定義府令 5 条）を参考にする

『相手方が抛出した金銭を充てて取得した物品その他の財産権（金商法 2 条 2 項 5 号で規定する金銭に類するものを除く）の抛出を受け、当該物品その他の財産権を用いて事業または他の者への投資を行い、当該事業または投資から生じる収益を相手方に分配する仕組みの取引（金商法の適用対象取引及び信託業法の適用対象取引を除く）をいう。』

(3) 関連法の適用対象との範囲を明確化しすき間を生じないこと

ア. 信託業法の「特定信託契約」、金融商品取引法の「集団投資スキーム」、その他関連法制度との関係

- ・預託した物品を金銭に代えて運用する行為は、信託業の性質を有する。

→預託法立法当時の資料によれば、預託を受けた物品を換価して得た金銭を運用することも預託取引に含むと解しているが、これは実質的に信託と同様である。にもかかわらず参入規制のない商品預託取引の対象とされてしまう解釈は、そもそも不適切であった。

→販売預託取引の定義から除外し、信託業の対象であることを明確化するように検討が必要。

- ・販売預託取引の契約条件を少し変えると集団投資スキームの定義に該当するものがある。

→適用範囲の明確化とすき間が生じない規定とすることが必要。

イ. 不動産特定共同事業法の「不動産特定共同事業契約」との関係

- ・宅地建物取引業者が、賃貸（又は賃貸の委任）の目的となることを示して行った販売（またはその代理・媒介）に係る不動産の共有持分を目的とする取引（不特法 2 条 3 項 3 号）。つまり、不動産の共有持分を販売し預託（賃貸）を受

けて、これを運用（転貸）して利益提供する投資スキームである。

- ・不動産特定共同事業者は、許可制（少額の場合、登録制）を含む行政規制が定められており、販売預託取引の適用除外となろう。
- ・ほかに、不動産サブリース取引との関係も検討を要する（後述）。

3. 規制内容の考え方（総論）

- (1) 販売預託商法の被害の特徴（上記㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝）を踏まえ、大規模被害を防止する実効性を確保できる規定内容とすること。
- (2) 販売預託取引が「投資取引」の特徴を有すること踏まえ、金商法・信託業法・出資法等の関連法制度との整合性がある規制とすること。
- (3) 契約者からの苦情申出を端緒に行政庁が調査・処分に進むことでは対応が遅れることを踏まえ、登録制を設けて、販売預託取引業者の基本的情報を事業開始段階に把握すること、不合理な事業計画の事業者を入り口段階で排除すること、継続的な報告資料の提出を求め違法な取引実態に陥る事業者を早期に把握すること。
- (4) 行政規制、罰則、民事規定を組み合わせ、被害拡大防止と被害者救済の抜本的強化のため実効性ある規定を設けること。

4. 規制内容の提案

《行政規制》

(1) 登録制の導入

【意見】販売預託取引業者に対しては、登録制を設けるべきである。

登録要件として、資本要件の設定、持続的事業の実施を示す事業計画書の提出その他集団投資スキームに関する金融商品取引法を参考に参入規制を設けるべきである。

【理由】

<必要性>

- ア) 販売預託取引は、商品を保管・運用して利益提供する仕組みから、安全確実な投資方法という印象を与えるため、消費者は実態を知らずに契約しやすい。
- イ) 登録制により、販売預託取引業者の基本的情報を事業開始段階に把握すること、不合理な事業計画の事業者を入り口段階で排除することができる。
- ウ) 登録制により、当初の事業計画は一応持続可能な仕組みであっても、継続的に経営実態の報告資料の提出を求めることにより、違法な取引実態に陥る事業者を早期に把握することができる。
- エ) 違法・不適正な取引実態を把握した事業者に対しては、個別的な改善指示や一定期間の勧誘業務停止にとどまらず、登録取消しにより事業自体を中止させることができる。

オ) 無登録事業者を早期に発見し、無登録営業罪による早期取り締まりにより大規模被害を防止することができる。

カ) 消費生活センター等において、無登録業者との取引はしないよう消費者啓発の明確な目安を提示できる。

<相当性について>

論点① 登録制は「健全な事業者に過剰な影響」を及ぼすのではないか？

ア) 「販売＋預託取引」として定義付ければ、通常の事業者への影響はほとんど想定されない。

イ) シェアリングエコノミー協会事務局に対するヒアリングにおいて、影響がないことが明言された（消費者委員会令和元年7月26日議事録11頁）

質問：手持ち商品を預託する方式でなく、販売して預託を受け利益を提供する仕組みの事業者が、業界全体でどの程度ありますか？

回答：「シェアエコ業界で何パーセントぐらい（販売）預託ビジネスに近いものがあるかという、私の肌感覚で恐縮ですが、現時点では本当に1%もない、多分ゼロではないかと思っています。」

論点② 販売預託取引はまともな事業者が想定されないのに、登録制を設けることは無用・不適切ではないか？

ア) 実態認識について

販売預託取引の登録業者が全く想定されないという前提は誤りである。

消費者庁「預託等取引に関する実態等調査」（平成30年度消費者庁委託調査）によれば、「預託する目的物の販売者が預託事業者であるビジネス」として、海外の事例を含めて、キャンピングカーの購入＋レンタル、太陽光発電パネルの販売＋発電販売事業、果樹園の区画オーナー制度、ワインの保管＋転売あっせん、ボートサブレンタル、海上コンテナサブリースなどが存在していることが報告されている（同報告書15頁～31頁）。

つまり、販売預託取引は全く想定されないのではなく、現に存在している。産業として育成する対象ではないとしても、不適正な取引に陥らないよう継続的に監視する制度が必要である。

イ) 登録制度の趣旨について

登録制は、産業育成の目的に限らず、不適正事業者の実態把握や悪質業者排除の監視目的で導入されている例もある。

販売預託商法は、積極的に育成する対象ではないが、一定の取引形態で活動することが想定できるし、現物まがい商法として被害を拡大するおそれがある取引形態であるから、「リスクや運用実績を適正に開示して取引を行う事

業者」と「破綻必至の現物まがい商法に陥る事業者」との違いを早期に実態把握するため、事業計画時からの継続的な行政庁の監視制度（登録制）が必要である。

ウ）登録制の運用事例

- ① 暗号資産（仮想通貨）交換業者の登録制は、「資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする」（資金決済法1条）制度であり、利用者保護等のために、悪質業者の参入措置、実態把握や監視を重要な要素としている。

金融庁HPの登録暗号資産交換業者名簿の冒頭には、赤字で、次のような注意表示がある。つまり、推奨でなく監視であることを明確に表明している。

本一覧に記載された仮想通貨交換業者が取り扱う暗号資産（仮想通貨）は、当該仮想通貨交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにはすぎません。

金融庁・財務局が、これらの暗号資産（仮想通貨）の価値を保証したり、推奨するものではありません。暗号資産（仮想通貨）は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

暗号資産交換業者に対する登録業務の実際は、現在23社が登録しているところ、2017年4月の法施行から2018年8月までの時点では、申請した事業者のうち16社が登録され、12社が申請取下げ、1社が登録拒否とされた（金融庁「仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング中間まとめ」2018（平成30）年8月10日）。つまり不適正業者の排除がしっかりと実行されていると言える。

論点③ 参入規制は消費者庁の所管外ではないか

ア）消費者庁の所管事務について

消費者庁は産業育成省庁ではないが、消費者の利益保護のため事業者の不適正取引を監視するために必要であれば、参入規制も所管することが想定されている。

- ① 特定保健用食品の許可制、機能性表示食品の届出制は、健康食品に係る取引適正化のための監視制度として消費者庁が所管している。
- ② 訪問販売業者に対する登録制が提案され議論したこともある。

平成27年5月27日開催の第5回特定商取引法専門調査会の資料1－1において、消費者庁が、「悪質な事業者への対応を図るため、事前参入規制の導入等についてどのように考えるか」という論点を提示した。平成27年8月の「中間整理」24頁では、「事業者に及ぼす影響、消費者保護及

び取引の適正化への効果とそれに必要なコスト等の観点を押さえながら、制度の目的、対象となる事業者の範囲、管理体制等の制度設計について慎重に検討を行いつつ、事前参入規制等の導入について、引き続きその適否も含めて検討を進めることとする。」とされた。「最終報告書」では見送りとなったが、コストと効果に関する政策判断の問題であって消費者庁の権限の制約ではない。

論点④ 登録制の運営に必要となる行政コストを考慮すると、販売預託取引業者に対し登録制による行政的監視を行うことは規制目的と効果が見合わないのではないか？

ア) 被害防止の重要性との比較

過去の販売預託商法の被害規模（１兆円超）を踏まえれば、被害防止の政策目的と登録制の執行体制確保のコスト負担は十分に是認される。

現在の消費者庁に与えられている人員と予算の範囲内で対策を講ずると考えるのではなく、販売預託商法の大規模被害を防ぐために必要な対策（法制度、人員、予算）を講ずると考えるべきであり、消費者庁と消費者行政のあり方にかかわる政策課題である。

イ) 具体的な人的体制を検討

販売預託商法について登録制を設けた場合、具体的にどの程度の人員が必要であるか、他の事例を参考に検討すべきではないか。

① 暗号資産交換業者の登録・監視業務

登録業者数２３社。金融庁の地方財務局が登録制の審査や事業者の監視を行っている（ただし現在は本庁フィンテックモニタリング室が担当）。

暗号資産交換業者のほか、前払式支払手段提供事業者・資金移動業者の審査・管理を兼務で行っているため、時期や課題に応じて職員の配置を柔軟に調整することができるのではないかと考えられる。

② 不動産特定共同事業者の許可（登録）・監視業務

これも、どの程度の体制により業務を実施しているのか、実情を確認したうえで検討する必要がある。

論点⑤ 登録制を導入した場合、事業計画等の資料を偽装して登録を受ける悪質業者、消費者庁登録済を宣伝文句にする悪質業者、無登録で活動する業者などが横行するのではないかと懸念される。

ア) 登録審査による排除

販売預託取引は正常な事業として成り立つことが著しく困難な事業であるというのであれば、登録時の要件（資本金額、純資産額、財産保全措置、事

業運営体制等を厳格なものとして、持続可能性を厳正に審査することが求められる。登録事業者を厳格に絞れば、その後の継続的な監視体制はそれほど大きな負担とはならない。

イ) 事業継続段階での調査

登録審査段階で悪質業者をすべて排除することを要求する訳ではない。登録時に事業計画等の基本情報を入手していることから、事業継続段階の調査が比較的迅速に行うことができ、大規模被害を防ぐことができる

一定規模以上の事業者に対しては、公認会計士による監査委報告書の添付を求めることにより、客観的な財務状態を把握することができる。公認会計士の監査をも欺罔する悪質業者も存在しうることも否定できないが、数年間にわたり事業を継続し大規模被害に発展することを現状の制度よりも早期に食い止めることができる。

ウ) 無登録業者への対応

無登録のまま事業を展開する事業者が発生することも否定できないが、相談が寄せられた際に無登録業者の取引は違法である旨明確に助言できるところ、行政庁が通報無登録業者の情報を把握すると警察との情報交換により速やかに取り締まりにつなぐことができることから、大規模被害に至る前に食い止めることができる。

金融商品取引法には、無登録業者による被害拡大など緊急の必要があるとき、金融庁が違反業者に対する緊急停止命令を裁判所に申し立てる権限を付与しており（金商法192条）、刑事捜査による取り締まりよりも早く行政庁が無登録業者の被害拡大防止の措置を講ずることも可能とされている。

論点⑥ 登録制とすべきか届出制でよいか

ア) 消費者委員会「販売預託消費に関する消費者問題についての意見書」（令和元年8月30日）は、参入規制として事業者の過剰な負担とならないようにという配慮から「届出制」を提案している。

イ) しかし、機能性表示食品の届出制について、不適正な資料によって届出が行われ販売活動を開始した事業者に対し、届出時の内容審査手続がなく、かつ事後の届出取消し等の行政処分権限もないため、対応が遅れているという問題が生じている。

ウ) 悪質業者の参入防止を主眼とする販売預託取引業者については、届出制ではなく登録制とすること、登録拒否事由として、元本保証を標榜するものではないこと、預託商品を保有・運用して利益提供を持続的に行うことができる事業計画が策定されていること、業務を適正に遂行することができる財務基盤及び社内体制が確保されていることなどを規定し、登録審査においてこれ

を満たさない事業者については登録拒否を行い、事業運営途中においてこれが欠如した場合は登録取消しができる規定を整備すべきである。

論点⑦ 他の法令との関係を踏まえても、登録制等の参入規制の導入が妥当か

ア) 経済的機能が共通な取引には共通の規制を整備し、悪質業者が規制の弱い分野を狙って脱法行為を行うことを防ぐべきである。

イ) 委員会意見書では、「他の法令において許可制、免許制、登録制等の対象となっているものや、公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの（金融商品取引法第2条第2項第5号ニ参照）については、参入規制の対象から除外することも考えられる。」と整理しており、整合性の検討を求めているのであって否定材料ではない。

ウ) 金融商品取引法、出資法等の関連法との整合性について

販売預託商法は投資取引の性質を有し集団投資スキームと同様の経済的機能を有するものであるから、金融商品取引法と同程度の規制を課すべきである。規制レベルが低いと、取引形態を変えた規制回避（規制のアービトラージ）が発生するおそれがある。

エ) 金融商品取引業者の処分事例から

スプレマシーアセットパートナーズ株式会社（SAP社）に対する金商法違反の行政処分（平成28年4月8日関東財務局）の事例

SAP社は、第二種金融商品取引業者の登録をして、営業者MT社がパチスロ機を購入してLIG社にレンタルする事業に資金を投資し、その事業収益により配当するというファンドを設け、一般投資家を募集する業務を行っていたところ、MT社またはLIG社において資金が流用されていることを知りながらファンドの募集を継続していたこと（金商法40条の3の2違反）、投資される事業の実態についてあたかも継続的な事業収益が見込まれるかのごとく虚偽の告知をしていたこと（金商法38条1号違反）などにより、登録取消し処分を受けた。

(<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000329.html>)

同様のスキームは「販売預託取引」の形式でも可能である。パチスロ機を消費者に販売して預託を受け、それを第三者にレンタルして利益をあげて配当するという仕組みとする。この場合、資金の流用＝運用実態の欠如が判明した場合や不実告知が判明した場合でも、一定期間の新規勧誘・契約締結の停止だけで事業自体の禁止（登録取消し）ができない状態であれば、金商法の厳格な規制が容易に潜脱される。

共通の取引類型には共通のルールを整備することは、近年の政策の基本方針であり、キャッシュレス決済の横断法制化を掲げて今国会に上程されている資

金決済法改正案・割賦販売法改正案においても示されている。

(2) 広告規制、勧誘規制

【意見】

○ 販売預託取引に対する広告規制及び勧誘行為規制として次のような事項を規定すべきである。

ア) 広告規制として、広告表示義務、虚偽誇大広告の禁止を設けること。

広告記載事項として、商品の保有方法・運用先・運用方法、利益提供の種類・計算方法・見込み額・根拠、契約完了時の清算額・方法など事業計画の概要を明らかにすること。

イ) 勧誘行為規制として、不実告知、不告知、断定的判断提供、威迫困惑行為の禁止等を直罰付禁止行為として規定すること、改正消費者契約法を踏まえた困惑類型の具体的禁止規定を設けること。

また、重要事項の説明義務、適合性の原則等の金融商品取引法に規定されているような規制事項、さらに適合性の原則の具体化でもある過量契約の禁止規定を設けること。

ウ) 投資取引である販売預託取引や金融商品取引、利益收受目的の情報商材の販売を、連鎖販売取引の方法によって勧誘することを禁止すること。その他、連鎖販売取引が悪質商法の勧誘手法として利用されている実情を踏まえ、借入金・クレジットを利用させる行為の禁止、特定利益の收受実績等の情報提供義務の導入など、必要な規制の見直しを行うこと。

【理由】

ア) 現行預託法は、広告規制がそもそもない。しかし、過去に発生した近未来通信事件、ふるさと牧場事件、安愚楽牧場事件などは雑誌広告や新聞折込広告を利用していたし、今後はインターネット広告による募集も十分に想定できる。

広告記載事項として、販売預託取引の事業計画の概要と利益提供の計算方法の内訳が表示されるよう規定することが必要である。

イ) 勧誘行為規制は、特定商取引法の訪問販売に係る規制事項のほか、利益誘引型取引である連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引の勧誘行為規制を参考にすることが適切である。

また、販売預託取引は投資取引の性質を有することを踏まえ、重要事項の説明義務、適合性の原則等、金融商品取引法に規定されているような規制事項を規定するほか、さらに適合性の原則の具体化でもある過量契約の禁止規定を設けること。

ウ) 投資取引である販売預託取引や金融商品取引、投資による利益收受を目的とした情報商材の販売は、契約目的となる商品・役務の仕組みやリスクを正しく説明

することが事業者の義務とされるべきところ、連鎖販売取引は契約者が次の勧誘員となる取引方法であり、責任ある説明・勧誘は実現し難いと言える。ジャパンライフ事件、八葉物流事件など販売預託商法の大規模事件において連鎖販売取引の手法が用いられていた。利益收受を目的とする取引・商品を、利益收受を誘引文句とする連鎖販売取引の方法で勧誘することは二重の利益收受を標榜する勧誘となるため危険性が倍加する。したがって、販売預託取引の規制法か特商法の連鎖販売取引かいずれかにおいて、禁止規定を設けるべきである。

さらに、連鎖販売取引の仕組みを利用した勧誘手法は、販売預託商法のほか、情報商材の勧誘その他悪質商法の勧誘手法としてしばしば利用され、大規模被害を発生させていることや、毎年1万件を超える苦情相談件数を繰り返している実情がある。そこで、借金しても必ず儲かるとの不当勧誘行為につながる借入金・クレジットを利用させる勧誘行為を禁止すること、連鎖販売取引の利益收受見込みに関する不当勧誘行為が繰り返される実情に対する対処として、加入者の特定利益の收受実績や会員数の推移等の情報提供義務を加えることなど、連鎖販売取引に関する規制内容の見直しを検討すべきである。

(3) 合理的根拠資料の提出要求+みなし規定

【意見】

- 虚偽誇大広告の禁止及び不実告知の禁止について、預託を受けた商品の保有状況・運用方法及び利益提供の見込みに関する表示・説明に関する合理的根拠資料の提出要求並びに相当期間内に提出がない場合のみなし規定を設けること。

【理由】

- ア) 一般に、事業者が販売する商品・役務の性能・品質・効果は事業者自身が合理的根拠資料を確保したうえで表示・説明を行うべきであり、合理的根拠資料の提出要求とみなし規定（特商法6条の2、12条の2、景表法7条2項）は、販売業者の責任として定着している。
- イ) 販売預託取引の場合、「契約高に見合う商品の保有・運用の裏付け資料」「利益提供の見込みの表示・告知の裏付け資料」は、事業者があらかじめ保有し直ちに開示できることが求められる。これを規定することによって、不明朗な販売預託取引の業者を早期に取り締まることができる。

(4) 預託商品の分別管理、事業報告義務

【意見】

- ア) 預託を受けた商品を事業者の自己資産とは分別管理し、毎年度契約者に報告することを義務づけること。
- イ) 一定規模以上の販売預託取引業者に対しては、公認会計士による会計監査義

務を加えること。

【理由】

- ア) 不特定多数の者から資産を預り運用する事業者は、預託を受けた財産を自己の資産と分離して保管することは受託業者の基本的な責任である。
- イ) 登録時の資産管理に関する定めとして、公正な会計原則に照らして明瞭な経理処理方法を用いることを求めることによって、物品保有の仮想や運用実態の仮想を食い止めることが必要である。
- ウ) ジャパンライフ事件においては、財務状況を不明朗に仕組んでいた事業者に対し、第2回業務停止命令（平成29年3月16日）に伴う指示処分として、公認会計士による会計監査の報告書の提出を要求し、これが作成できない程の破綻状態であることが明らかになった経緯がある。したがって、行政処分を行う段階ではなく、定期的にまたは必要に応じてこれを作成提出することを求めることができるよう規定すべきである。

(5) **適格消費者団体の差止め請求権**を販売預託取引に対しても適用すること

【意見】

- ア) 適格消費者団体の差止請求権の対象として、販売預託取引における主な法令違反行為を対象とすること。
- イ) 適格消費者団体が差止請求権を行使するため必要があるときは、事前請求段階または訴訟提起後に事業者に対し合理的根拠資料の提出を請求できること、合理的根拠資料の対象事実について立証責任が転換されるとの規定を設けること。

【理由】

＜必要性＞

- ア) 販売預託取引の特徴として、客観的には目的物の保有・運用を欠く取引や不実告知・不告知など違法な行為について、契約者個人が訴訟提起等の行動を起こすことは困難である。したがって、消費者の代表として適格消費者団体による差止め請求権を付与することが必要である。

＜実効性確保の条件＞

- イ) 適格消費者団体はあくまでも民間人による団体であり、立入検査権限を行使する主体ではないため、預託商品の保有・運用実態の把握が困難であり、差止請求権を実際に行使するための情報を入手できない。

そこで、差止訴訟提起前の書面による差止め請求の段階または訴訟提起後に、合理的根拠資料の提出請求権を規定することが必要である。

この場合の効果は、行政処分における違反事実の存在を「みなす」とすることはではなく、差止請求訴訟において、対象事実の不存在を「推定する」として立証責任を事業者に転換することが適切である。

《罰則》

(6) 物品の保有・運用を欠く取引を罰則により禁止

【意見】

ア) 取引高に見合う物品の保有・運用を欠く取引は、罰則により禁止すること。

イ) その罰則は、10年以下の懲役及び相当額の罰金とすること。

【理由】

<必要性>

ア) 販売預託取引の契約形式だが、取引高に見合う商品の保有がない状態や、預託商品の運用実態がない状態は、**現物まがい商法と呼ばれる状態**であり、実質的には「詐欺」に相当する行為であるから、**現物まがい取引の継続自体を全面禁止する必要がある**。

イ) 販売預託商法のうち現物の裏付けを欠く状態でありかつ元本保証型の取引である場合は出資法「預り金」業の禁止が適用されることになるが、実態把握や当事者の認識が十分に解明されない段階は、出資法による取り締まりが発動されないのが実情であるため、販売預託取引について現物の保有・運用を欠く取引である状態に対し罰則が適用されることを条文で明確化しておく必要がある。

<相当性>

ウ) 現物まがい商法の大規模被害の実態を踏まえれば、「**10年以下の懲役**」が必要であり、罰金刑も大幅な引き上げが必要である。

現物まがい商法が大規模被害に発展する要因は、顧客から物品を預かって運用するという取引形態を装うことにより、あたかも適法な事業でありかつ取引高に見合う現物を保有し運用しているという信頼感を利用して、多数の消費者から資金を集めることができることであり、このような偽装による営業活動は実質的に詐欺罪に等しい違法性を有するものと評価されるが、詐欺罪の認定に当たっては、事業者が償還不能であることを認識していたこと（詐欺罪の故意の成立時期）によって判断することとされている（例えば、豊田商事元役員に対する詐欺罪につき、大阪地判平元・3・28判時1321号3頁）。その結果、詐欺罪の捜査・立件の時期が遅れることを繰り返してきた。

社会的な被害実態に照らせば、重大な違法性を有する現物まがい取引の状態を独立の犯罪として規定し、詐欺罪と同等の最高刑とすべきである。罰金についても、違法収益の規模の甚大性や抑止力を踏まえて大幅に引き上げるべきである。

エ) 出資法は1954（昭和29）年制定の古い法律であり、罰則は当初「3年以下の懲役、30万円以下の罰金」から、罰金については300万円に引き上げられたが、懲役は全く改正されていない。被害実態に照らし明らかに低すぎる。

<留意点>

オ) 形式的には預託商品を保有しているが、利益提供のための運用をしていないケースがある。例えば、WILL事件では、USBメモリーの販売・預託は外形上実行していたが、これをテレビ電話に装着してレンタルする運用実態がほとんど存在していなかった。

したがって、「取引高に見合う目的物の欠如」ではカバーされないため、「利益提供を履行する運用の欠如」も加える必要がある。

カ) 販売預託取引の規制法の罰則対象行為を組織犯罪処罰法の適用対象に加え、犯罪被害財産の没収と被害回復制度に結び付けるべきである。刑事手続と被害回復が連動することにより、捜査当局による早期の捜査着手の動機付けにもなる。

(7) **元本保証の禁止、損失補填契約の禁止**

○元本保証や損失補てんは、投資取引である販売預託取引に性質を歪める契約条件であり、罰則を持って禁止すべきである。

<必要性>

ア) 元本保証の危険性

元本保証は、契約者の商品を預託・運用・配当する投資取引の性質に反し、元本保証の安心感で契約者を獲得し、受託業者のリスク負担が大きいため破綻のおそれが高い。

イ) 早期の被害防止

現物の裏付けがない販売預託取引の禁止だけでは、行政庁による実体解明が進むまでは規制できない。そこで、元本保証契約という外形的特徴により禁止できる対象を枠づけることで、早期の被害防止が可能となる。

<相当性>

ウ) 金融商品取引業法における元本保証の取扱い

「金融商品取引業」とは、有価証券・みなし有価証券の売買・募集など運用実績に応じて配当する投資取引を行う事業であり（金商法2条1項・2項）、元本保証は投資取引の本質と矛盾する。そこで、金融商品取引業者等が元本保証の一態様である損失補てんを行うことは、罰則をもって禁止している（金商法39条1項、198条の3）。

金商法の「有価証券」の定義は、元利金の支払い（元本保証）を約束した証券を定義上は明確に除外していないが、他方で、出資法は、社債の名義を使用していても、元本額以上の支払を約束する預貯金と同様の経済的性質を有するものを預り金として規定し（出資法2条2項2号）、特別法による許可を受けない預り金業は罰則をもって禁止している。したがって、登録を受けた金融商品取引業者であっても、元本保証をした集団投資スキームや社債券の募集は出資

法に違反し罰則の対象となるものと解される（黒岩悦郎「投資家保護のための法執行」商事法務 1907 号 45 頁）。

エ) 社債券の販売を出資法違反と認定した事例

「クレジット債権購入ファンド」と称して社債の販売を行うに際し、「元本確保型です。元本割れしない」などと勧誘していた業者について、出資法預り金業違反で有罪判決を受けた事例がある（民事判決：名古屋地判平 29・12・27 金融商事判例 1539 号 16 頁。刑事判決：名古屋地判平 26・6・3LEX/DB25504173）。

オ) 不動産特定共同事業契約における元本保証の取扱い

不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結（又は更新）について勧誘するに際し、「あらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により買い取る旨（又は第三者に買い取らせることをあつせんする旨）を表示しまたは表示と誤認される恐れのある表示をする行為を禁止（不特法 21 条 4 項、省令 38 条 5 号）。

利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもってするを問わず、一定の額またはこれを超える額の金銭の供与が行われる旨の表示をしまたは表示と誤認されるおそれのある表示をする行為を禁止（不特法 21 条 4 項、省令 38 条 6 号）。

つまり、買取・転売による元本保証だけでなく、契約期間中の利益配当その他名目の如何を問わず実質的な元本保証を禁止の対象としている。

カ) 不動産サブリース取引における元本保証の取扱い

投資用マンション・賃貸アパートを単体としてサブリースの目的として販売または建築する事業（不動産サブリース取引）の中には、元本保証型契約であると標榜して勧誘しているケースがある。

しかし、サブリース事案のトラブルの多くは、家賃を「一定期間」保証することを強調して勧誘しているが、一定の賃貸借契約期間の「家賃保証」であり「投資元利金の元本保証」ではない。しかも、契約書の中には、契約更新時に賃料の見直しができる旨の条項があり、数年後には賃料が減額されてトラブルになる。つまり、実際は元本保証の契約ではないのに、あたかも投資元利金の収入が保証されているかのような誇大表示により勧誘しているトラブルである。

こうしたトラブルを防ぐため、令和 2 年通常国会に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」が上程されている。同法は、「賃貸受託管理者」への登録制、書面交付説明義務、委託者への業務状況報告義務、分別管理義務等が規定されている。さらに、特定転貸事業者（全てのサブリース業者）や勧誘者への広告規制・勧誘規制などもある。なお、不動産サブリースは登記制度があるため現物まがい商法の状態となる可能性は低いと考えられる。したがって、

販売預託商法の規制法の適用除外とされるものとなろう。

キ) 出資法「預り金」の定義

出資法「預り金」(同法2条2項2号)の定義も、脱法行為を防ぐため次のような定義である。

『預り金』とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

1号 預金、貯金又は定期積金の受入れ。

2号 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」

ク) 販売預託取引へのあてはめ

以上のとおり、金融商品取引法、不動産共同投資事業法、出資法等においても元本保証及び実質的な元本保証を禁止行為としている。

そうであれば、販売預託取引についても、元本保証型は投資取引の本質に反するものとして罰則により禁止すべきである。

<留意点>

ケ) 販売預託取引における実質的な元本保証

大規模被害事件の先例の多くは、実質的な元本保証であった。

(先例)

○八葉物流(健康食品): 値引き購入+定価転売により利益提供。

△豊田商事(金地金): 契約期間中の利益配当+満期時に時価で買取り。

△和牛預託商法(和牛): 契約期間中の利益配当+成牛を売却して利益提供

△絵画レンタル商法(絵画): 毎月レンタル料+満期時に商品引渡し。

こうした販売預託商法の先例に照らし、預託商品の購入価格での買戻し・転売約束など形式的な元本保証だけでなく、利益提供を含めて元本保証と同様の経済的性質を有する取引を禁止することが必要である。

コ) 禁止される販売預託取引と持続可能な販売預託取引の区別

元本保証型は罰則で禁止、運用実績型は登録制+行政規制と区別するのが適切である。

元本保証型は投資取引の本質と矛盾する契約条件であり、かつ事業者にとっても破綻のおそれが高い取引であるから、金融機関等特別な監督下にある事業者でない限り禁止すべきである。

運用実績型販売預託取引は、行政庁の継続的監視の下で事業として持続しうるものと考えられる。

(例) 地域産業支援型の販売預託取引として、「果樹園オーナー制度」などが想定できる。

(例) 購入資金負担軽減型の販売預託取引として、「キャンピングカーの購入+

カーシェアリング」による購入代金の一部に充当などが想定できる。

サ) 運用実績配当型から元本保証型への移行のおそれと監視制度

事業計画としては持続可能な運用実績配当型の販売預託取引を表明しているも、事業実施の途中から、運用実績の悪化その他の事情により現物の保有・運用の欠如に陥るケースや、多数の顧客を獲得するため実質的に元本保証型に移行するケースが生じる危険性がある。運用実績配当型と元本保証型は契約条件の一部変更によりなし崩し的に移行可能であることを留意すべきである。

そこで、運用実績配当型販売預託取引についても、行政庁の継続的監視が不可欠である。

《民事規定》

(8) クーリング・オフ、中途解約権・違約金規制

【意見】

- ア) 販売預託取引については、法定書面受領日から20日間のクーリング・オフを規定すること。
- イ) クーリング・オフ期間経過後は、中途解約権を保障し、違約金上限を10%とすること。

【理由】

ア) 現行預託法8条にも、預託取引の利益誘引性を考慮して、書面受領後14日間のクーリング・オフの規定がある。これは同じく利益誘引型の取引である連鎖販売取引を参考にしたものである。

ただし、現行預託法制定当時は連鎖販売取引のクーリング・オフも14日間であったが、特定商取引法はその後の改正により連鎖販売取引と業務提供誘引販売取引は20日に改正されているのに対し、現行預託法は改正されないままに推移した。

そこで、少なくとも特商法の連鎖販売取引等と同じく20日間に延長すべきである。

なお、EU諸国においては、訪問販売・電話勧誘販売について14日間に延長されている。したがって、特商法の訪問販売及び電話勧誘販売についても14日に延長することを検討すべきである。

イ) クーリング・オフ期間経過後の中途解約権及び違約金上限の規定は、現行預託法9条にも規定されているところである。販売預託取引を行う事業者としては、預託契約において寄託者はいつでも寄託物の返還を請求できることが基本であり（民法662条1項）、特約により不当に高額の違約金を定めることを防止するため、10%の上限規制も維持すべきである。

(9) 不当勧誘行為（不実告知・不告知）による契約の取消し

断定的判断の提供による取消し、過量契約解除権

【意見】

ア) 不当勧誘行為のうち不実告知、不告知、断定的判断の提供については、重要事項の対象を明確にしつつ、取消権を規定すること。

イ) 契約者の知識、経験、財産状況に照らし過量な契約については解除権を付与すること。

【理由】

ア) 不実告知、不告知、断定的判断の提供に対する取消権は、消費者契約法及び特定商取引法にも規定があるが、現行預託法には規定がない。対象となる重要事項を具体的に列挙しつつ、取消権を付与することは適切である。

イ) 高齢者等判断能力が低下した消費者に対し手持ち資金の大半をリスクのある販売預託取引に契約させるケースが多発しているが、高齢者で再現能力が低下していると救済が困難である。投資取引は、そのリスクに鑑み余裕資金の一部を投資することを勧誘し契約を締結することは許容されるとしても、その適合性を逸脱した過量契約については取消権を付与すべきである。特定商取引法及び消費者契約法にも規定があるが、販売預託取引の特徴を踏まえた過量契約の目安を設けることが望ましい。

(10) 現物の保有・運用を欠く販売預託契約の無効

無登録業者による販売預託取引の無効

【意見】

・客観的な違法行為類型である「現物の保有・運用を欠く契約」「無登録業者による販売預託取引の契約」は無効とする旨規定すること。

【理由】

＜必要性＞

ア) 不当勧誘行為について「取消しができる」という規定だけでは、「配当が続く間は様子を見る」という契約者の行動が個人の自由な判断として放任されることとなり、早期の取り締まりにつながらない。

イ) 行政庁が調査により現物の裏付けがないことを把握しても、複数の苦情相談を通じて「不実告知・不告知」等の不当勧誘行為が認定できなければ、行政処分が実行できない。

ウ) 「現物の裏付けを欠く販売預託取引」や「無登録業者による販売預託取引」を「無効」とする評価を法律で規定すれば、消費生活相談の現場で明確に助言できる。また、契約者に対し被害申出を促す効果も期待できる。

エ) 行政庁による破産申立または特定適格団体による破産申立を導入する前提と

しても、契約無効の規定があることによって契約者は債権者であることが明白になるため、適用が容易になる。

<相当性>

オ) 金融商品取引法には、無登録業者による未公開株売買を無効とする規定がある（金商法171条の2）。同条但書には、「著しく過当な利益を獲得する行為ではないことを事業者が証明したときは無効としない」との規定もある。

これによって、実質的に無効とされるべき不当な取引に絞って無効とすることになる。

カ) 金商法171条の2の理論的な位置づけについては、参議院財政金融委員会平成23年4月21日議事録7頁に政府委員の政府答弁がある。

すなわち、無登録業者による未公開株取引の無効（金商法171条の2）の立法趣旨は、相手方の無経験等に乗じて著しく過当な利益を得る行為は公序良俗に反し無効であるという判例の解釈に沿って、無登録業者が非上場の未公開株を売りつけた場合は原則として無効とするという条項を設けたと説明している。そして、金商法171条の2には但書があり、著しく過当な利益を獲得する行為ではないことを事業者が証明したときは無効としないと規定している。

つまり、金商法171条の2は、行政法規違反で無登録営業罪に当たるということだけですべて契約無効という結論を導いたものではなく、但書を設けることによって、実質的に公序良俗に違反するものを無効とする規定（立証責任の転換）として定めているものであり、公序良俗違反の判断に関する民法の解釈論を踏まえたものである。

キ) これを販売預託商法に当てはめると、販売預託商法は、取引高に見合う商品を保有しているか否かを消費者側は確認する術がなく、利益提供を継続していても破綻必至の状態に陥っている危険性がある。このように取引の公正さを確保するためには、行政的な監視が必要な取引であると考えられるにもかかわらず無登録で販売預託商法を営業することは、消費者の情報不足や無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得していると推認できる。また、取引高に見合う商品を保有・運用していない場合は、販売預託取引の本質的要件を誤認させて契約した可能性が高く、かつ継続的な事業収益を得る見込みがないと推認できる。

そこで、無登録業者による取引および取引高に見合う商品の保有・運用がない取引は原則として無効とし、当該取引が取引高に見合う商法を計画的に調達し適正な運用実績によって利益提供を実施していること（破綻必至の取引ではないこと）を事業者が証明した場合は取引の効力が維持されるものと規定することが妥当である。

《被害救済措置》

○勧誘・契約締結停止の業務停止命令を行っても、利益提供が続く限り被害拡大防止に結び付かないことを踏まえた、実効性ある措置を導入することが必要。

(11) 行政庁による破産申立権の付与

【意見】

○販売預託取引業者について物品の保有・運用が事業計画どおりに実行されず、債務超過・支払不能の状態にあるときは、行政庁による破産申立権を付与すべきである。解散命令申立権の検討も併せて求める。

【理由】

<必要性>

ア) ジャパンライフ事件では、2016（平成28）年12月から2017（平成29）年12月まで4回に及ぶ業務停止命令（新規勧誘・契約締結の禁止）を行っても、既存契約者に配当を続けている限り既存契約者からの被害申出の行動はほとんど生じておらず、弁護士が110番を実施しても相談がほとんど寄せられないため、自ら支払い不能に陥って倒産に至るまで、被害者弁護士による破産申立はできなかった。2017（平成29）年12月末頃の実事実上の倒産後に被害者を集め始めて、2018（平成30）年3月に至りようやく破産開始決定となったが、既にジャパンライフの手持ち資金はほとんど散逸しており、被害者には被害回復が見込めない状態である。

イ) 2018（平成30）年12月及び2019（令和元）年7月に2回の業務停止命令を行ったWILL事件についても、各地の適格消費者団体等17団体が2019年11月に一斉電話相談を実施したが、ほとんど相談が寄せられなかった。

つまり、配当が続いている限り、既存契約者が行動を起こすことは期待できないことであり、事業者が破綻するまで被害者による破産申立はできない。破綻後に破産申立を行ってもほとんど残余財産がない。

<相当性>

ウ) 消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の2013（平成25）年6月「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」報告書は、行政庁による破産申立権の検討を行い、論点整理を行ったうえで「今後の検討が期待される」と結んでいたが、その後6年間全く検討を行っていない。

エ) 上記研究会は、破産申立対象事案を「多数消費者財産被害事態」という範囲が無限定に近い事案を想定して議論していた。そのため、破産申立権を付与した場合の各種論点がさらに検討を要するものとなったと思われる。

これを、販売預託商法に限定して導入するのであれば、契約者すべてが販売預託取引の債権者であり、現物の保有・運用の欠如等は無効とされることによ

り債務額の認定がしやすい。投資取引のため契約者個人や被害者団による破産申立が困難であることも、行政庁による破産申立権付与の根拠付けとなる。

金融商品取引等を所管する金融庁は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律により金融商品取引業者全般に対し破産申立権を有している。

オ) したがって、販売預託取引の規制法に位置付けるか、別の消費者庁所管法によるかはともかく、販売預託取引業者に破産原因となる事実があるときは消費者庁による破産申立権を規定することを速やかに検討すべきである。

なお、現物の保有・運用を欠く状態の販売預託取引や元本保証によって契約者を集める販売預託業者や無登録で販売預託取引を展開している事業者に対しては、罰則により事業活動自体は許されないものであるから、破産原因の存在（債務超過等）を問わず行政庁による解散命令申立権（会社法８２４条１項の特別法）より清算手続に進める権限を付与することも併せて検討することが求められる。

(12) **特定適格消費者団体に対し販売預託商法に対する破産申立権を付与**

【意見】

- ア) 集団的被害回復制度を担う特定適格消費者団体に、対象事業者に破産原因がある場合の破産申立権の付与を検討すべきである。
- イ) その実効性を確保するため、特定適格消費者団体から対象事業者に対し、販売預託取引による利益提供の履行見込みに関する業務・財務関係資料の提出要求権を規定すべきである。
- ウ) 行政庁が行政処分等により対象事業者の業務・財務関係資料を収集している場合、被害者弁護団、適格消費者団体・特定適格消費者団体等による被害者の民事的な救済のために、当該資料のうち一定のものを提供できる制度的な措置を設けることを検討すべきである。

【理由】

- ア) 特定適格消費者団体が、ジャパンライフ事件やWILL事件について集団的被害回復制度の適用による共通義務確認訴訟の提起を検討したところ、破綻必至の組織的悪質商法の事業者の場合、共通義務確認訴訟の途中または判決により対象事業者は倒産する事態となるため、第２段階の被害者の債権届け出を受けて集団的に被害額を回収する手続をとることができず、他方で、特定適格消費者団体には破産申立権がないため最終的な対処ができない事態となるため、結局は共通義務確認訴訟を提起することができなかった。
- イ) 特定適格消費者団体は既存の契約者全体を代表して集団的被害回復手続を担う主体であるから、対象事業者に破産原因が存在する場合、破産申立権を付与する理論的ハードルは高くないと考えられる。

- ウ) ただし、特定適格消費者団体には、預託商品の保管・運用実態、財務実態に関する情報収集権限・調査態勢・合理的根拠資料提出要求権などがなく、共通義務確認訴訟における立証資料をほとんど入手できないのが実情である。
- エ) そこで、特定適格消費者団体から対象事業者に対し、共通義務確認訴訟のある段階において、販売預託取引による利益提供の履行見込みに関する業務・財務関係資料の提出要求権を規定することが必要である。
- オ) 併せて、行政庁が行政処分等により対象事業者の業務・財務関係資料を収集している場合、特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を提起しようとする場合や、適格消費者団体または被害者弁護団による消費者被害の救済を支援するため、当該資料のうち一定の範囲のものを提供できる旨の規定を設けることが望まれる（特定適格消費者団体3団体2019年7月2日「消費者裁判手続特例法3年後見直しに向けた意見書」）。

5. 販売預託取引業に関する法執行体制

【意見】

- ・販売預託取引業者に対する監視業務と適正な法執行を実施するため、消費者庁の人的体制を大幅に増員すべきである。

【理由と提案】

ア) 消費者庁の執行体制の拡充

現行預託法の行政処分権限は、消費者庁取引対策課が特定商取引法の執行と兼務で担当しているが、訪問販売、通信販売等の特定商取引業関係の執行態勢についてもさらに増員すべきであり、販売預託取引の規制法の施行に伴い大幅に増員すべきである。

イ) 法執行部門と企画立案部門の併存の必要性

経済産業省当時は、消費経済対策課（執行担当）と消費経済政策課（企画立案担当）の2課体制であったのに、消費者庁になって取引対策課だけに縮小されている。

特定商取引法は頻繁な法改正が必要な分野であり、販売預託取引の規制法の施行に伴い法執行体制の大幅強化も必要であるから、法執行部門と企画立案部門の2課体制が必要である。

ウ) 地方経済産業局への権限委任、都道府県への権限付与について

特商法は地方経産局に権限委任しているほか、都道府県にも権限が付与されているが、現行預託法はそのいずれもない。

販売預託取引業者の登録審査事務及び監督権限は、地方経産局に権限委任することを検討すべきではないか。違反業者の調査・処分権限は都道府県への権限付与も検討してはどうか。

エ) 販売預託商法被害の根絶と消費者庁への期待

販売預託商法（現物まがい商法）の大規模被害を繰り返してきた歴史に対し、今度こそ大規模被害を繰り返さない実効性ある法規制を実現することが、消費者庁に与えられた使命である。

現在の体制で実行可能な法制度ではなく、販売預託商法を実効的に防止できる法制度とその執行体制を確保することが消費者庁への国民の期待である。

6. 今後の審議に関する要望

緊急事態宣言により会議室での議論ができないことは残念ですが、意見書提出とオンライン会議により密度の濃い審議をお願いしたいと思います。

審議に当たり、次のような点を希望いたします。

- (1) 消費者庁平成30年度委託調査「預託等取引に関する実態等調査」の報告書を、検討委員に情報共有して頂くことと、事務局においてその要点を検討委員会の配布資料として追加して頂きたいと思います。
- (2) 暗号資産交換業者の登録事務及び監視業務について、金融庁および地方財務局の担当部署の人的体制と事務処理事項の概要を調査して、事務局資料として配布資料に加えて頂きたいと思います。